

## 相談事例(52)

### 走行メーター巻き戻し？それとも車検証の記載ミス？

中古車を購入した際の、車検証と走行メーターの走行距離の違いについての相談です。

#### 相談事例

購入時、車検が切れている中古外車を中古車販売店から現金で購入した。車検の手続き・名義の移転登記ともに終わり、車を受け取りに行ったところ、販売時に確認したメーターと車検証に記載されていた数値が大幅に違っていた。販売業者に問いただすと「これは車検証が間違っている。訂正するので車検証を預からせてほしい」と言われ、車検証のコピーを受け取り当該車で帰宅したが、半年たっても連絡がない。訂正できないなら解約したい。(40代 男性)

#### 処理概要

走行距離数は、車種・グレード・年式とともに、中古車の性能を判断する重要な情報です。販売価格を決定するのに大きな影響があるので、走行距離を表示するメーターの改ざんは、中古車販売トラブルでは相談の多い事例です。

#### ●走行距離改ざんとは

メーターと走行距離が一致しないケースは、不正な「メーター巻き戻し」と、故障による交換などの明確な理由がない不正な「メーターパネル交換」の場合があります。近年、デジタルメーターが増え、改ざんしにくくなってはいますが、特殊な機材を使うと改ざん可能です。

そこで、国土交通省では2004年に、最新の車検時の記録とその一つ前の車検時の記録を併記する方式に改正しました。改ざんがあれば、車検時に前回より走行距離が減ったことが一目でわかるようになりました。

しかし、車検を受ける回数に法的な定めがないため、車検を受けた後、すぐにもう一度車検を受け直し(手数料や自動車重量税を払えば何度でも受けられる)、正しい走行距離を車検証から消してしまうというものです。時間おかず、再度車検を受けていることに関しては、「気になる点があったので、念のために受けた」とよりていねいな対応であるかのように、購入者に説明していたそうです。

そこで、国土交通省は2017年1月から、車検証には過去の走行距離の「最大値」を、その距離が出た日付とともに追記されるように改正しました。何度車検を受けても「最大値」は消えず、購入者が不自然な記録に気づきやすいようになりました。

#### ●走行距離改ざんがあった場合には

改ざんが発覚した場合、販売業者がどのように関与したかが問題になります。

- ① 販売業者が自ら改ざんを行い販売した。
- ② 販売業者は改ざんしていないが、改ざんが行われていることを知りながら販売した。

③ 販売業者は改ざんを知らずに販売した。

いずれにしても売主としての責任は免れません。

①②の場合は詐欺のおそれもあり、民法 96 条による、「詐欺による取消し」だけではなく、刑法上の責任も追及の可能性もあります。

③の場合は、重要事項について事実と異なることを告げられ、その内容が事実であると誤認したと考えられ、消費者契約法第 4 条「不実の告知による取消し」の可能性がります。消費者相談ではこのケースが多く見られます。

#### ●車検証はコピーでも構わないのか

今回の相談で、販売業者が当該車を運転して帰る相談者に、車検証のコピーを渡していることが気になりました。相談者は、「運転時、車検証はコピーでも問題ない」と説明されたようですが、これは明らかに法令違反となります。

車や運転に関連する法律には、「道路交通法」と「道路運送車両法」の二つがあります。「道路交通法」はスピード違反や駐車違反などの運転時の規則に関する法律です。違反時は罰金や違反点数が科されます。「道路運送車両法」は車検や車庫証明などの車自体に関する法律で、違反点数ではなく罰金や懲役刑が科せられます。

今回は「道路運送車両法 第 66 条第 1 項」の「自動車は、自動車検証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない」に違反しており、同法 109 条によると、「該当する者は、50 万円以下の罰金に処する」とあります。車の販売業者がこの法律を知らない、あるいは知っていたにもかかわらず、前述のような説明を相談者にしていたとしたら問題です。

### 処理結果

この件に関して、販売事業者から車検・登記等の委託を受けている別会社が存在していることが判明しました。そちらに経緯を確認したところ、半年前に車検証とメーターの走行距離の違いが判明した時点で、すぐに販売業者には「証拠となる書類がなく、車検証の訂正は無理である」と伝えていて、今まで相談者に伝えられていないことに驚いているとのことでした。

また、相談室で国土交通省関東運輸局に車検証上の走行距離の訂正が可能なのかを尋ねてみました。運輸支局に提出する書類中、車検を行う指定工場が作成する書類に、転記ミスがある場合は、証拠となる書類（点検整備記録簿など）を提出することで訂正が可能とのことでした。ただ、今回は、販売業者での展示中に車検が切れている期間もあり、保存期間の関係上その書類が揃うのはむずかしいことがわかりました。

相談者には「不実の告知による取消し」の可能性を説明しましたが、当該車両を気に入っており、もし販売業者の言うとおりに車検証が訂正されるなら、このまま乗りたいとの意向でした。そこで相談者には、販売業者に対して日数を定めその日までに回答するよう要請すること、やり取りはメールや FAX など後から確認できる方法で行うよう助言しました。

その後、相談者から「定めた日程をさらに 1 か月経過したところで、以前の所有者の車検

時の書類が見つかり、無事メーターどおりの数値に訂正された車検証が届いた」と報告がありました。

社団法人自動車公正取引協議会では、メーターの巻き戻しや交換などによる走行距離数の不当表示は、社会的にも大きな問題があるとして自動車販売業者に注意喚起を行っています。